

浦安市 認知症施策推進 基本計画

認知症とともに生きるまちを目指して



令和8年3月
浦安市

はじめに



我が国では平均寿命の延伸と少子化の影響により、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えております。

本市の高齢化率は約18.8%（令和7年4月1日現在）と全国的にみると低い水準ですが、今後急速に進んでいくことが見込まれます。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には、高齢者の4人に1人が認知症又は軽度認知障害であると推計しており、認知症の人の増加も見込まれます。

認知症は他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものです。認知症の人やその家族を含む誰もが住み慣れた地域の中で、希望する暮らしを続けることができる地域社会の実現を目指し、この度「浦安市認知症施策推進基本計画」を策定しました。

本計画では、市のみならず、認知症の人やその家族、市民、事業者、関係機関などの多様な主体との連携のもと、認知症とともに生きることへの理解の推進をはじめ、認知症の人や家族等が自らの思いを表明し、社会に伝えられるよう支援するとともに、その機会の確保に努めてまいります。

また、認知症の人を支える家族等への支援の充実を図るなど、認知症施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただいた認知症の人やその家族、認知症総合施策検討委員会の委員の皆さまをはじめ、ヒアリング調査やパブリックコメントなどにご協力をいただいた市民、関係者の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市の福祉行政に対し、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

浦安市長 内田 悦嗣

目 次

1. 計画の考え方	01
1.1. 計画策定の背景	01
1.2. 計画策定に当たって	02
(1) 計画の基本理念	02
(2) 計画の位置付け	02
(3) 計画策定の期間	03
1.3. 認知症の人を取り巻く状況	03
(1) 介護認定審査時の主治医意見書に基づく認知症者数	03
(2) 推計結果	03
(3) アンケート調査	05
(4) 本人・家族等からいただいたご意見	07
1.4. 目指すべき方向性	08
(1) 認知症施策の推進に向けた基本方針	08
2. 計画の具体的な展開	09
2.1. 認知症とともに生きることについての理解の推進	09
(1) 現状と課題	09
(2) 主な取組	09
2.2. 認知症の人・家族等の意見発信・伝達の支援及び機会の確保	11
(1) 現状と課題	11
(2) 主な取組	11
2.3. 社会参加の推進	12
(1) 現状と課題	12
(2) 主な取組	12
2.4. 意思決定支援	14
(1) 現状と課題	14
(2) 主な取組	14
2.5. 権利擁護	15
(1) 現状と課題	15
(2) 主な取組	15

2.6. 家族等への支援	17
(1) 現状と課題	17
(2) 主な取組	17
2.7. 医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進	19
(1) 現状と課題	19
(2) 主な取組	19
2.8. 認知症予防に関連する施策の推進	21
(1) 現状と課題	21
(2) 主な取組	21
3. 計画の推進体制	22
3.1. 多様な主体との連携	22
3.2. 広域連携	22
4. 計画の進行管理	23
4.1. 施策の評価・検証	23
4.2. 評価・検証の結果の公表	24
参考資料	25
1. 計画策定の経緯	25
2. 用語集	27

1. 計画の考え方

1.1. 計画策定の背景

本市の高齢化率は18.8% (令和7年4月1日現在) と、全国と比較すると低い水準ですが、今後急速に増加していくことが見込まれています。また、本市は、都市近郊の住宅都市として発展しており、まちの成熟とともに、世帯の多くが核家族から高齢者のみ世帯や高齢者の単身世帯への変化が進むことが想定されます。このような状況下において、今後、認知症の人の増加も見込まれ、人権や権利の尊重がより一層求められます。

認知症は、他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものです。このことから、一人ひとりが認知症に関することを高齢者のみの課題として捉えるのではなく、地域の課題として捉え、新しい認知症観について理解しながら、認知症の人、家族等、市民、事業者、関係機関など、多様な主体が一丸となり、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

これらを踏まえて、令和4年7月に「浦安市認知症とともに生きる基本条例」(以下、「条例」という。)を制定しました。

一方、国では、認知症の人が尊厳を持ちながら希望を持って暮らせるよう、認知症施策を総合的に推進することや、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会 (= 共生社会) の実現を推進することを目的に、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、令和6年12月には「認知症施策推進基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定されました。

これらの背景を踏まえ、浦安市では、条例第19条に規定する認知症施策推進基本計画及び基本法第12条に規定する市町村認知症施策推進計画として、本計画を策定しました。

〈新しい認知症観とは〉

認知症の人は「何も分からなくなった人」と認識されがちですが、認知症が進行しても、全ての記憶や感性が失われるわけではなく、適切なサポートがあれば、多くの人が尊厳を持ちつつ、希望する暮らしを続けることが可能であるという考え方のことです。

(認知症とともに生きる基本条例の逐条解説より)

1.2. 計画策定に当たって

(1) 計画の基本理念

認知症とともに生きることができる地域社会は、条例の基本理念に基づき、次に掲げるものにより実現するものとします。

① 認知症とともに自分らしく暮らせること

認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。(条例第3条第1項第1号)

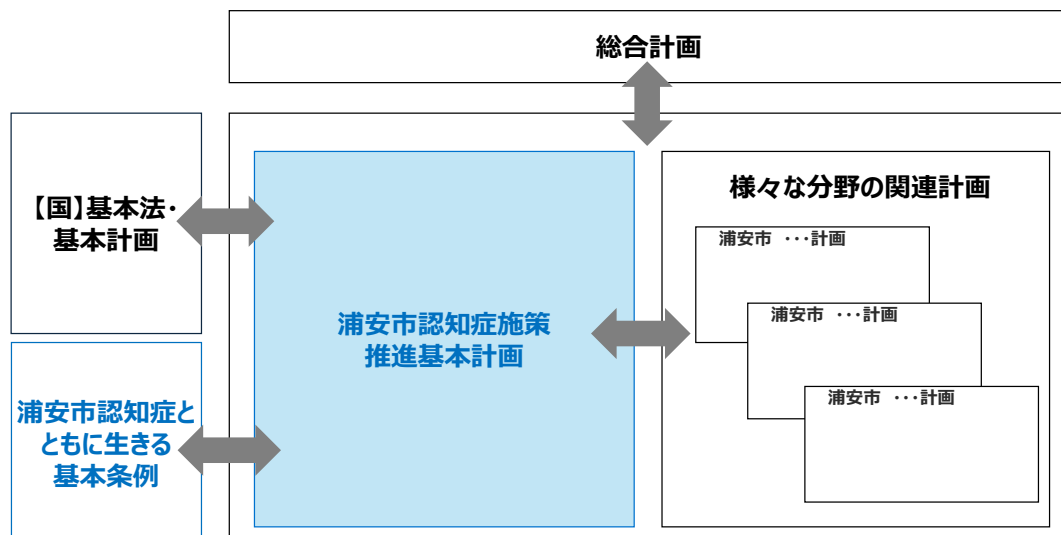
② 誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合うこと

認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。
(条例第3条第1項第2号)

(2) 計画の位置付け

認知症施策は、認知症の人を含めたすべての市民の日常生活に関連し、様々な分野にまたがることから、市の最上位計画である「浦安市総合計画」に加え、保健・医療・福祉・教育・コミュニティ・交通・産業など、様々な分野の関連計画、さらには基本法や基本計画、県の法制度との整合を図るものとします。

図表 1 浦安市認知症施策推進基本計画の位置付け



(3) 計画策定の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間です。ただし、社会情勢などの変化を踏まえ、柔軟に見直しができるものとします。

1.3. 認知症の人を取り巻く状況

(1) 介護認定審査時の主治医意見書に基づく認知症患者数

介護認定審査に用いる主治医意見書に記載された「認知症高齢者の日常生活自立度」によると、本市の令和7年3月31日時点での日常生活自立度がⅡ以上の人の数は2,833人、日常生活自立度がⅠの人の数は1,083人です。

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ：

何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ：

日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

(2) 推計結果

本市における令和7年(2025年)4月1日現在での認知症の人の数は3,483人、MCI(軽度認知障害)の人の数は4,818人、本計画の終了年度である令和12年(2030年)4月1日時点での認知症の人の数は4,515人、MCIの人の数は5,710人と推計しました。

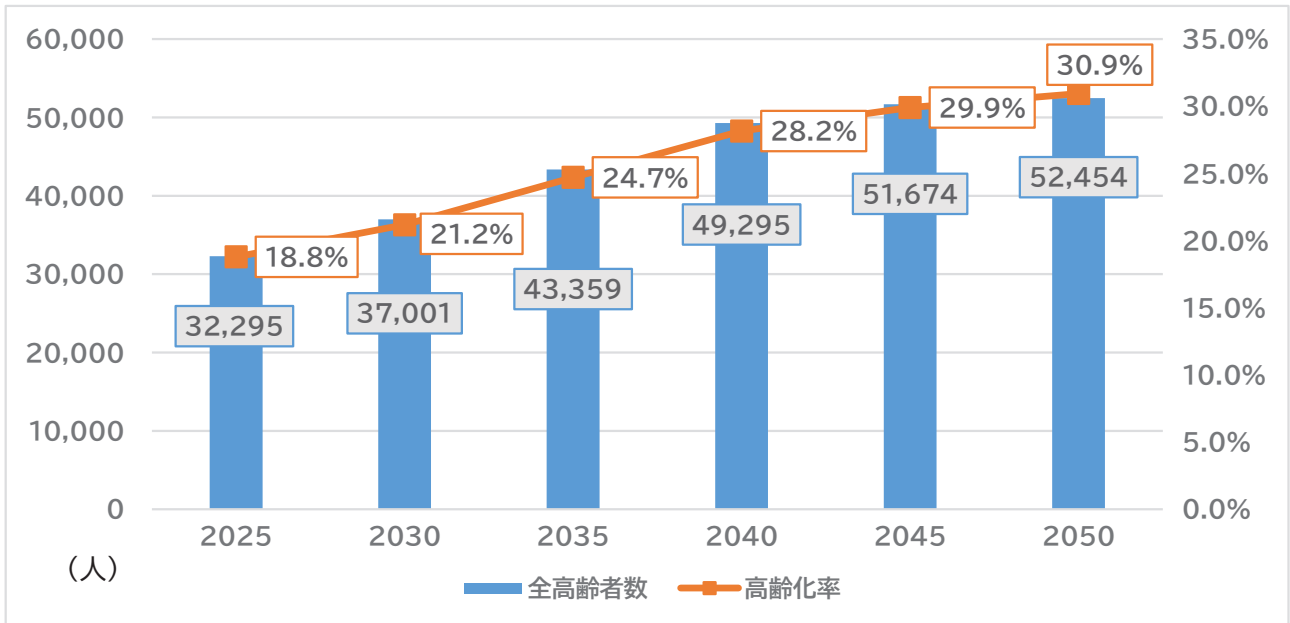
今後、高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は増加していく見込みです。

認知症施策の推進にあたっては、介護認定調査票情報で把握している認知症の人の数と推計値の双方に注視して取り組んでいく必要があります。

また、令和7年(2025年)4月1日現在で65歳未満の若年性認知症の人の数は約60人と推計しています。

若年性認知症は、働き盛りで発症し、社会的・経済的な負担、家族の長期にわたる介護の負担など、特有の課題があることから、若年性認知症の人の数についても注視していく必要があります。

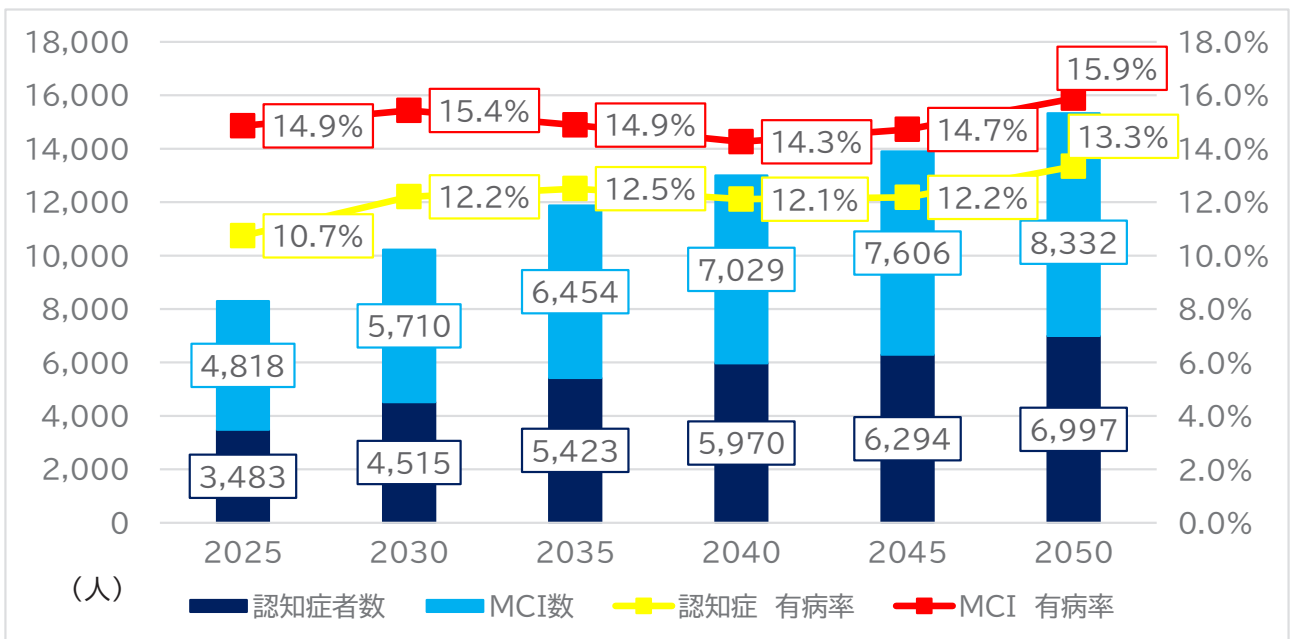
図表 2 浦安市における高齢者数・高齢化率の将来推計



資料：

- ・ 住民基本台帳人口 (令和7年4月1日現在)
- ・ 令和6年度浦安市将来人口推計

図表 3 浦安市における認知症及びMCIの人の数・有病率の将来推計



資料：

- ・ 令和5年度老人保健事業推進費等補助金「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野 二宮利治)、浦安市人口動態を基に作成
- ・ 日本医療研究開発機構認知症研究開発事業における「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(令和2年3月)

(3) アンケート調査

1) 結果概要

浦安市認知症施策推進基本計画を策定するにあたり、本人・家族等の思いを尊重した計画づくりを行うため、令和6年度に本人、家族等、市民、企業、事業者などを対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

図表 4 アンケート調査及びヒアリング調査の概要

対象	方法	時期	回答者数
認知症の本人（在宅）	直接ヒアリング	令和6年5月～令和6年11月	3名
認知症の本人（在宅）	本人ミーティング開催	令和4年7月～令和7年1月	15名
認知症の本人（施設入所）	直接ヒアリング	令和6年12月	5名
認知症の本人（慢性期病院）	直接ヒアリング	令和6年9月	1名
認知症の方の家族	家族交流会開催	令和4年7月～令和7年1月	107名程度
	アンケート	令和6年10月～令和6年11月	243名
市民	アンケート	令和6年11月～令和6年12月	766名
大学生	アンケート	令和6年11月～令和6年12月	214名
ケアマネジャー	アンケート	令和6年11月～令和6年12月	67名
企業（※1）	アンケート	令和6年11月～令和6年12月	137名
医療機関（※2）	アンケート	令和6年11月～令和6年12月	43名
福祉事業者（※2）	アンケート	令和6年11月～令和6年12月	32名

(※1) 認知症とともに生きるまちづくり応援店に登録している事業者及び協力事業者（交通機関、卸売業、小売業、金融業、保険業、郵便業、飲食業、生活関連サービス業など）

(※2) 認知症とともに生きるまちづくり応援店に登録している事業者及び協力事業者

問1 あなたが思う認知症のイメージを教えてください。【複数選択】

「家族・介護する人の負担が大きい」と回答した人が82%と最も多くなりました。

また、「認知症になると何もわからなく（できなく）なってしまう」と回答した人の結果をみると、全体では15%ですが、大学生は30%と高く、認知症の人と接する機会が多いケアマネジャー、医療機関、福祉事業者は0%～7%と低くなっています。また、「認知症になっても生活の工夫をしたり、サポートがあれば自分の趣味や仕事、地域での生活を継続できる」と回答した人の結果をみると、全体では32%ですが、大学生は17%と低く、ケアマネジャー、医療機関、福祉事業者は58%～73%と高くなっており、対象者ごとに認知症のイメージに乖離があることがわかりました。

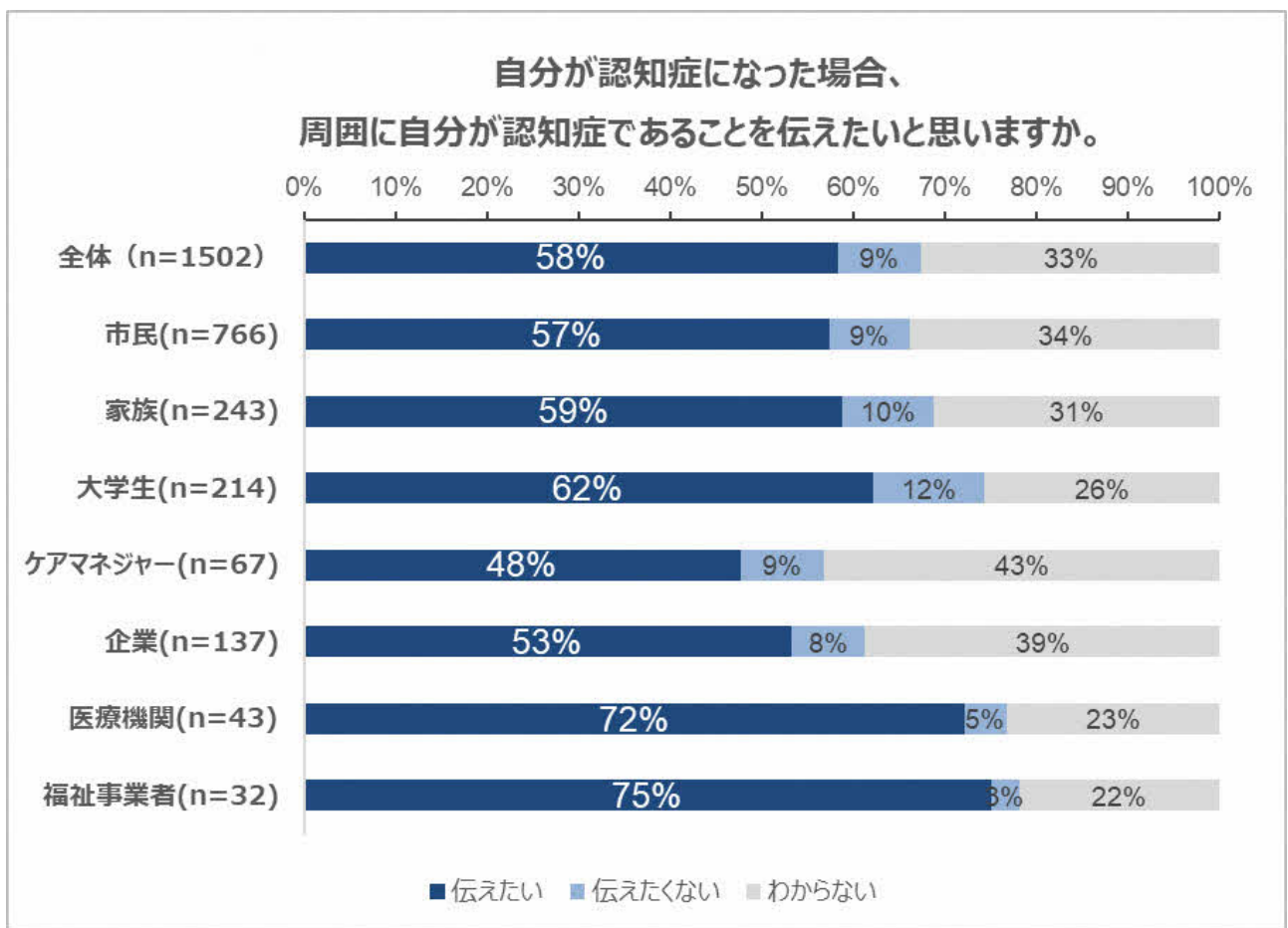
図表 5 アンケート結果 (あなたが思う認知症のイメージ)

	認知症になると何もわからなく(できなく)なってしまう	認知症になっても覚えていけることがある	家族・介護する人の負担が大きい	認知症になっても生活の工夫をしたり、サポートがあれば自分の趣味や、仕事、地域での生活を継続できる	認知症になると身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる	長生きすれば認知症になることも仕方がない	一人歩き(徘徊)するようになる	その他
全体 (n=1502)	15%	66%	82%	32%	26%	23%	23%	2%
市民(n=766)	13%	67%	86%	32%	27%	23%	25%	2%
家族(n=243)	19%	57%	74%	26%	36%	31%	20%	2%
大学生(n=214)	30%	60%	70%	17%	18%	15%	31%	2%
ケアマネジャー(n=67)	0%	87%	91%	73%	10%	13%	3%	1%
企業(n=137)	15%	66%	86%	30%	28%	29%	18%	1%
医療機関(n=43)	7%	67%	79%	58%	16%	26%	5%	0%
福祉事業者(n=32)	3%	84%	88%	69%	6%	19%	9%	0%

問 2 自分が認知症になった場合、周囲に自分が認知症であることを伝えたいと思いますか。

全体では「伝えたい」と回答した人が58%と最も多く、「伝えたくない」と回答した人が9%、「わからない」と回答した人が33%となりました。

図表 6 アンケート結果 (自分が認知症になった場合、周囲に自分が認知症であることを伝えたいと思いますか。)



(4) 本人・家族等からいただいたご意見

図表 7 本人・家族等からいただいたご意見 (抜粋)



本人からいただいたご意見 (抜粋)

認知症だと何もできないというイメージがあるが、認知症でもこうやって集まり(本人ミーティング)にも来ているし、ご飯を食べに行ったりもできている。

認知症の人に対して、否定的な態度・言動(「～はしないで」等)などの心無い行動をする人が多く、傷ついてしまう。

家族とか近所の人に言ってない。自分のことはさらけ出す事はできない。私はみんなに言えない。

一番困っているのは家族。一緒に闘っている。病院とのつなぎになってくれている。

認知症の人と捉えないで普通に接してほしい。

多くの人と接して話をしたり笑いあったりしたい。

苦手なこととか得意なことは人によってそれぞれある。だから、わざわざ認知症って言わなくてもいいんじゃないかな。

認知症に対するイメージが世間とズレがある。誰かに迷惑をかけていないし、そんなに困っていない。工夫しておけば困ることはない。

家族からいただいたご意見 (抜粋)

誰にも言えてなかった悩みなどを吐き出すことができてよかった。

本人が一番辛いとは思いますが家族も介護で辛いです。

認知症の本人だけでなく、家族のメンタルもサポートしてもらえたら大変嬉しいです。

介護が孤独にならない、どこか頼れるところや、はけ口のある社会があるととても助かります。

全部できなくなるわけではない。手助けがあればできることはたくさんある。

家族が認知症になった場合、気軽に相談できる窓口があるといいと思う。



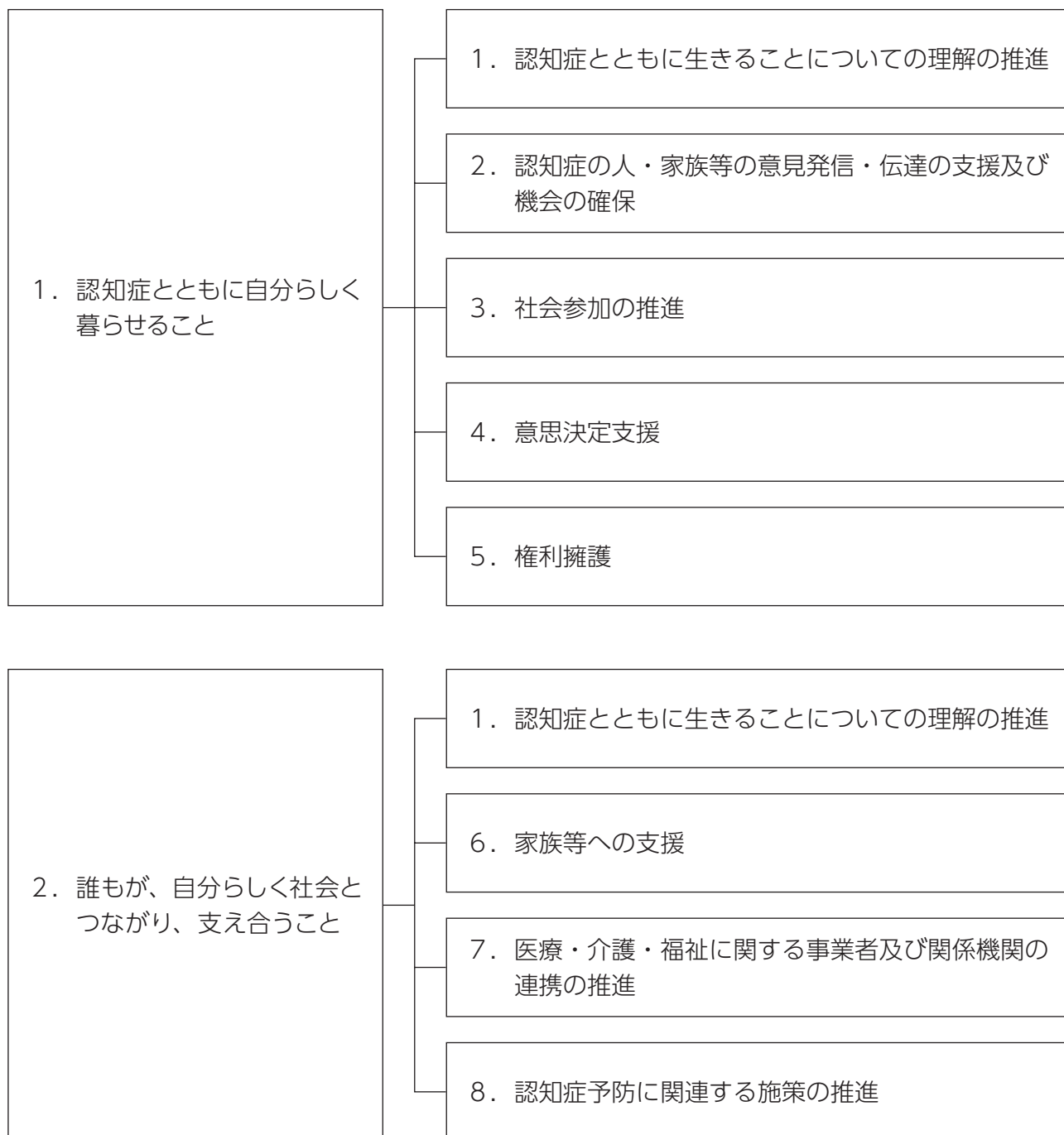
1.4. 目指すべき方向性

(1) 認知症施策の推進に向けた基本方針

認知症とともに生きることができる地域社会の実現を図るため、計画の2つの基本理念に基づき、以下の8つの基本方針に沿って施策・事業を推進します。

【基本理念】

【基本方針】



2. 計画の具体的な展開

2.1. 認知症とともに生きることについての理解の推進

(1) 現状と課題

認知症は誰もがなり得るものであり、多くの人にとって身近なものとなっていることから、認知症とともに生きることへの理解を深めることが必要です。

本市では、市民・小学生などを対象とした認知症サポーター養成講座の実施（累計20,000人以上の人が受講）や認知症に関する普及映画などにより、認知症に関する普及啓発活動を実施しています。

しかし、「令和6年度に行ったアンケート調査」の「あなたが思う認知症のイメージを教えてください」の項目では、「認知症になると何もわからなく（できなく）なる」と回答した人が全体では15%、対象者別で見ると学生が30%に対し、支援者であるケアマネジャーは0%と、依然として「認知症になると何もわからなくなる」というイメージがあり、さらに認知症の人と接する機会の多さによって、回答割合にも差があることがわかりました。

このような偏見をなくし、認知症とともに生きることができるといえる地域社会の実現に向けては、市民、行政職員をはじめ、若い世代や、日頃から認知症の人と接する機会の多い専門職、また日頃の生活を支える企業・団体などに対しても、普及啓発を通じた新しい認知症観の理解を促していく必要があります。

また、日常生活だけでなく、災害時に認知症の人が安心して避難し、避難所で過ごせるよう、自治会や自主防災組織などの関係機関に対しても、新しい認知症観の理解を促していく必要があります。

(2) 主な取組

取組	内容
認知症サポーター養成講座の拡充	認知症とともに生きることへの理解を深めるため、認知症の人やその家族等を温かく見守るサポーターの養成講座を市民、行政職員、児童・生徒、専門職、企業など多様な主体に実施します。
多様な手法を用いた認知症に関する普及啓発	認知症とともに生きることへの理解を深めるため、認知症に関する普及映画の活用など多様な手法を用いて、若い世代や勤労世代など多世代に対する理解促進・普及啓発活動に取り組みます。

取組	内容
認知症サポーターの活躍の場づくり	地域に出て一步進んだ活動へつなげるため、認知症サポーター養成講座の受講者を対象にステップアップ講座を開催します。 また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターと認知症の人やその家族等との連携の仕組みづくりに取り組みます。
企業と連携した意見交換ができる機会の創出	交通、金融、小売などの様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるよう、企業や事業者、関係機関との連携体制の構築に取り組みます。
災害時の対応に関する普及啓発	認知症をはじめとする配慮が必要な人が安心して避難できる避難所となるよう、自主防災組織などを対象に、認知症の人やその家族等への配慮や避難の在り方などについて周知します。

映画「オレンジ・ランプ」上映会・DVD貸し出し

若年性認知症と診断された方をモデルとした映画「オレンジ・ランプ」を、映画のプロデューサーである山国氏と連携し、令和5年度より上映会を行っています。

参加いただいた皆様からは、「認知症との付き合い方について学ぶことができた」「他人事ではないと感じた」など、さまざまな意見をいただきました。

また、地域の様々な主体が上映会をできるよう、DVDの貸し出しを行っています。

今後も様々な機会を通じて、多くの市民への新しい認知症観の理解の促進に努めます。



2.2. 認知症の人・家族等の意見発信・伝達の支援及び機会の確保

(1) 現状と課題

認知症の人は声や表情、姿など多様な形で思いを発信しています。認知症に関する誤解や偏見を無くすためには、多様な発信・伝達の機会を確保していくことが必要です。

本市では、本人・家族等の意見収集・把握のため、認知症条例の検討を契機に、本人ミーティングや若年性認知症の集い、認知症家族交流会などのピアサポートを定期的で開催しています。

しかし、本市の認知症の人の推計を踏まえると、声を聴くことができている人はまだまだ一部です。

今後は、中重度の認知症の人なども含めて、より多くの人から広く声を聴くことが必要です。

また、介護事業所・企業・その他認知症の人と普段接している関係者とも連携しながら、認知症の人の思いを理解・共有していく体制づくりも必要です。

さらに、聴くことができた認知症の人の声を施策・事業に反映していく必要があります。

(2) 主な取組

取組	内容
本人ミーティング及び若年性認知症集いの場を通じた理解の推進	認知症の人の声に耳を傾け、認知症の人が希望する暮らしを実現し、継続できるよう、認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」及び「若年性認知症の人の集い」を開催します。また、本人の声を丁寧に聴取し、尊厳および権利に配慮した多様な発信の仕方を通して、認知症や認知症の人に関する正しい理解の推進を図ります。
認知症家族交流会の充実	認知症の人の家族等の不安や悩みを軽減するため、地域の身近な場所で認知症に関する情報交換や相談を行う交流会を開催します。また、実施主体（市・介護事業所・地域包括支援センター）と定期的に情報交換し、企画内容の見直しを図ります。
本人・家族等意見を共有する機会の充実	認知症の人や家族等の意見を施策・事業の立案・実施・評価につなげていくため、聴取した意見を共有する機会の充実を図ります。

2.3.社会参加の推進

(1) 現状と課題

認知症とともに生きることができる地域社会の実現を図るためには、認知症の人を含む誰もが役割と生きがいを持ち、自分らしく社会とつながり、暮らせることが重要です。

本市では、本人ミーティングや若年性認知症の集いを定期的に実施しており、実施にあたっては、認知症の本人とともにその内容を企画しています。

また、千葉県の補助事業を活用した若年性認知症の人の社会参加の支援を行い、就労機会の創出を図ってきました。

一方で、アンケート調査では、認知症のイメージについて、「認知症になっても生活の工夫をしたり、サポートがあれば自分の趣味や仕事、地域での生活を継続できる」と回答した割合は、全体で約3割にとどまり、依然として、「認知症になると、今までの暮らしの継続が難しくなる」といった考えが残っています。

また、若年性認知症の場合、働き盛りの年代に発症することから、社会的・経済的な負担に加え、治療・介護の長期化による家族等の負担など、若年性認知症特有の困難が伴います。

このため、介護事業所、医療機関、企業などとの連携を図り、社会参加や就労機会の充実に努めていく必要があります。

さらに、日常生活上で認知症をはじめとする配慮が必要な人にとっての社会的障壁をなくしていくため、何が障壁かを本人とともに考えることも必要です。

(2) 主な取組

取組	内容
チームオレンジの充実	認知症の人が希望する暮らしを実現し、継続ができるよう、地域住民、認知症サポーター受講者、関係機関などが連携し、日常生活における見守りや支援活動(チームオレンジ)の充実を図ります。
社会参加の場の拡充	認知症の人を含む誰もが役割や生きがいを持って暮らしていくことができるよう、老人クラブ、老人福祉センター、各種集いの場などの居場所づくりや交流機会の拡充に取り組みます。
千葉県若年性認知症支援コーディネーターとの連携	支援分野が多岐にわたる若年性認知症の人と家族等を必要な支援につなげるため、千葉県若年性認知症コーディネーターと連携を図ります。

取組	内容
認知症に関する情報提供	認知症とともに生きることへの理解を深めるため、認知症の人の思いやその思いを尊重した関わり方、進行状況に合わせた医療・介護などのサービス、市内相談支援機関などをまとめた認知症ガイドブックなどにより情報提供を行います。
就労・社会参加の機会の充実	認知症の人が役割や生きがいを持って暮らしていくことができるよう、関係機関と連携しながら、認知症の人の就労や社会参加の希望と企業などの社会資源をマッチングする仕組みづくりなど本人にあった社会参加の機会の充実を目指します。

浦安市において若年性認知症を共に考えるシンポジウム

本市では、市内の介護事業所とともに若年性認知症に関する正しい知識を広く市民に理解していただけるよう、「浦安市において若年性認知症を共に考えるシンポジウム」を開催しています。

シンポジウムでは、当事者家族や支援者、有識者などの講演などを通じ、若年性認知症についての理解を深める機会を提供しています。

「他人事と思わないで周囲への働きかけ等を積極的に行いたい。」「当事者の生の声が聞けて良かった」などの意見があり、若年性認知症の理解につながりました。



介護事業所における社会参加活動の取組

市内の介護事業所では、「働くデイサービス」をコンセプトとし、最期まで社会の一員として「生きる」ことを目的に、当たり前の日常生活を過ごしていくことを支援しています。

通っているスタッフ（利用者）は、社会参加活動の一環として、おむすびの製造販売を行う他、地域の企業からの依頼等にもとづき、チラシの封入・ナットの検品、ネジの計量袋詰め、バイクミラー組み立て、封筒組み立て等の仕事をしています。



2.4.意思決定支援

(1) 現状と課題

意思決定が困難と思われる場合であっても、認知症の人が意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことが重要です。

本市では、地域包括支援センターや医療・介護・福祉関係者が日常生活の支援を行っています。ケアマネジャーを中心としたケアプラン作成過程では、本人の希望や思いを反映することが重視されています。また、浦安市版エンディングノート「わたしの手帖」の普及啓発を通して、本人や家族等の意思決定支援に関する体制づくりに取り組んでいます。

アンケート調査において、「市の施策で権利利益の保護を重要視してほしい」と答える割合は、ケアマネジャー・福祉・医療関係者の専門職が19%、市民が9%と大きく差がありました。

意思決定の場面は日常で多く存在するため、専門職だけでなく、認知症の人の家族等をはじめ、友人、民間企業、市民など多様な主体が、意思決定支援を行いながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性を理解する必要があります。

(2) 主な取組

取組	内容
エンディングノートの普及啓発	市民一人ひとりが将来の生活や人生の最終段階について考えるきっかけとして、エンディングノートの普及啓発を行います。
多様な主体に対しての意思決定支援の情報提供	多様な主体が日常的な意思決定の場面で、本人の意思を尊重できるよう、医療・介護・福祉関係者などの専門職に対する意思決定支援について学べる機会の提供や、市民に対する認知症サポーター養成講座などでの情報提供を行います。
専門職に向けた意思決定支援に関する研修の実施	意思決定支援を行う技術の向上などを図るため、専門職に向けた研修を実施します。

2.5. 権利擁護

(1) 現状と課題

認知症の人が、その尊厳を保持し、自らの意思により、希望する暮らしを実現・継続するためには、基本的人権を有する個人として尊厳が守られる体制を確保することが重要です。

本市では、成年後見制度の取組を行う中核的な機関としてうらやす成年後見支援センターを設置し、弁護士、司法書士、社会福祉士などと連携を図りながら、制度利用の支援を行ってきたほか、福祉サービス利用援助事業や消費生活センターによる消費者被害防止の取組など、生活全般にわたる権利擁護の支援を行ってきました。

加えて、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止、早期発見、迅速かつ適切な保護・支援などに取り組んできました。

しかし、成年後見制度については、制度の理解が十分でない、利用に対して不安があるなどの理由などから、利用に至らないといった実情もあります。身寄りのない高齢者や高齢者のみ世帯に限らず、家族等がいても支援が難しく、財産管理や意思決定に不安を抱える場合も増えており、制度の円滑な活用を支える仕組みが求められます。

また、養護者などによる虐待が増加傾向にあり、また潜在化している場合もあることから、早期発見・早期対応につなげるため、医療・介護従事者や地域住民などの気付きを支援する仕組みや、関係機関の連携のより一層の強化が求められます。その際、虐待は、家庭内の様々な問題に起因していることから、虐待対応にとどまらず、その後の世帯支援が重要となってきます。

近年では、インターネットや電話を通じた詐欺的な勧誘や、訪問販売による高額契約など消費者被害が全国的に増加しています。

消費者被害に関する情報提供や、関係団体や警察、金融機関などと連携した注意喚起に努めており、今後も各主体との連携をより強化していく必要があります。

(2) 主な取組

取組	内容
市長申し立て・後見人への報酬助成の取組の継続的な実施	認知症や虐待などの理由で、本人、親族などによる成年後見制度の申し立てができない場合、その権利を守るため、本人、親族などに代わって市長が申し立てを行います。 また、成年被後見人の経済的負担軽減を図るため、成年後見人に対する報酬を助成します。

取組	内容
<p>うらやす成年後見支援センターでの相談・利用促進の継続的な実施</p>	<p>うらやす成年後見支援センターにおいて、福祉サービス利用援助事業と成年後見支援事業を一体的に運営し、必要に応じた権利擁護支援の活用を図ります。</p> <p>また、権利擁護の関係会議などを通じて、関係部署と連携、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職の協力を得ながら、支援を必要とする本人の状況に見合った制度運用がなされるよう、適切な後見人などの受任調整を行います。</p> <p>さらに、成年後見制度の利用の促進のため、権利擁護を支援する人材として市民後見人の養成に努めるとともに、地域全体の権利擁護意識を醸成するイベントを定期的に開催します。</p> <p>また、後見人などが後見業務を円滑に行えるよう、後見人などへの相談支援体制を構築します。</p>
<p>地域包括支援センターによる権利擁護業務の実施</p>	<p>認知症の人・家族等が、今後も地域において安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、虐待通報窓口の周知・虐待発生時の迅速・適切な対応を行う虐待防止の取組や、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止の啓発などに取り組みます。</p>
<p>専門職に向けた虐待に関する研修の実施</p>	<p>虐待の防止への相談・支援技術の向上などを図るため、専門職に向けた研修の充実を図ります。</p>
<p>消費者トラブルの拡大防止</p>	<p>消費者トラブルの拡大防止に向け、専門相談員による相談や年代の特性に応じた消費者教育などを実施します。</p>

うらやす成年後見サポーターズの取組

「うらやす成年後見サポーターズ」は、市民後見人養成講座の受講生が任意で参加する団体で、社会福祉協議会とともに成年後見制度を分かりやすく伝える活動を行っています。

主に、自治会やサロンなどへの紙芝居を使った出前講座や、相談会に同席して制度の説明などを行っています。

★うらやす成年後見サポーターズの思い

参加者の皆さんと一緒に将来への備えについて考える時間は、私たちにとっても大切なひとときです。

この活動を通して、声をかけてもらうことが増えるなど今までになかった人間関係が広がり、自分たちのつながりの豊かさを実感しています。

活動の原動力は、仲間との存在です。仲間と相談できる体制があるからこそ、前向きに取り組んでいます。これからも仲間とともに活動していきます。

2.6. 家族等への支援

(1) 現状と課題

認知症の人の家族等は、日常生活を送るうえで様々な不安や悩みを抱えています。

また、認知症は、より早期に発見することや、診断を受けることで、適切な介護サービスの利用や周囲の理解が得られることなどから、早期発見・早期診断がとて重要になります。

実際に、アンケート調査では、認知症の家族等の半数が「精神的なストレスが大きい」と回答している結果があります。他にも、「認知症施策を進めていくうえで、市はどのようなことに重点を置くべきだと思いますか」という設問においては、「介護や生活など、困ったことを気軽に相談できる体制づくり」「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」の2項目の回答が多数を占めていました。

本市では、地域包括支援センターやサテライトを開設し、高齢者やその家族等が気軽に相談できる体制の充実を図っています。また、医療機関への受診や介護サービス利用につなげていない認知症の人やその家族等に対しては、「認知症初期集中支援チーム」による支援を行っています。

さらに、家族同士が介護に関する悩みや体験を共有する場も提供しています。

今後も認知症の人を支える家族等が、身近な場所で気軽に相談できる体制の充実に取り組むとともに、個々の状態に応じた適切なケアができるよう、介護保険サービスの充実に取り組む必要があります。

(2) 主な取組

取組	内容
相談体制の充実	相談支援体制の充実を図るため、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議などを通じたケアマネジメント支援などを行う地域包括支援センターの拡充や認知症特化型の相談窓口の開設に取り組みます。
認知症初期集中支援チームによる支援	認知症の人及びその家族等を含む誰もが、安心して暮らせるよう、医療機関への受診や介護サービス利用につなげていない認知症の人やその家族等に対し「認知症初期集中支援チーム」が支援を行います。
認知症地域支援推進員の配置	認知症の人及びその家族等を含む誰もが、支え合い、安心して暮らせるよう、多世代への認知症の普及啓発や認知症の人・家族等の支援などを行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターや介護事業所などに配置します。

取組	内容
地域密着型サービスの充実	認知症の人及びその家族等が、安心して暮らせるよう、認知症に対応した地域密着型サービスの充実に取り組みます。

認知症カフェの活動

市内では、身近にあるカフェのように、気軽に認知症についての相談や参加者同士の交流などをして過ごせる認知症カフェが5か所あります。

それぞれのカフェでは特色が違っており、話したいことを気軽に話せる場、認知症について話し合い学ぶ場、介護予防として運動する場、音楽を通してリラックスできる場など様々なカフェがあります。

認知症の心配がある方やご家族、認知症に関心をお持ちの方など、どなたでも参加できますのでお気軽にご参加ください。

・市内認知症カフェ一覧(令和8年3月31日時点)

<p>うらちゃんカフェ Uセンター(東野)</p> <p>コーヒーを飲みながら、ゆったり過ごしましょう。 めい想法や体操等みんなで行っています。</p>	
<p>おしゃべりサロン(猫実)</p> <p>ふらっと立ち寄って、ちょっとおしゃべり。話を聞いてもらえる場所。話を聞ける場所。 認知症ご本人もご家族もお気軽にお越しください。</p>	
<p>オムソーリ・カフェ(入船)</p> <p>だれでも自由に参加できる「語らいの場」です。 ご家族からの相談も承ります。認知症に関する情報提供も行っています。</p>	
<p>認知症カフェ・フィーカ(高洲)</p> <p>認知症の方やご家族が気軽に立ち寄れ、タクティールやブンネメソッドなど、認知症緩和ケアで「癒し」を提供し、相談コーナーでは専門職に個別に相談ができます。</p>	
<p>うらちゃんカフェ 高洲(高洲)</p> <p>認知症の方も気軽に参加でき、楽しめるイベントを企画しているカフェです。 出入り自由! どなたでもご参加ください。</p>	

2.7.医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進

(1) 現状と課題

認知症の診断直後は混乱と不安を伴うことも多く、診断後にいち早く支援につなげることが重要です。そのため、かかりつけ医や認知症サポート医、地域包括支援センター、その他の医療機関などとの連携が求められます。

また、連携にあたっては、医療を含む多職種が相互の専門性を尊重しながら、支援体制をさらに強化していくことが必要です。

本市では、認知症の人それぞれの症状に合わせた対応ができるよう、認知症サポート医との事例検討や研修を行っています。

また、多職種合同の研修や地域ケア会議などを通じて支援者のネットワーク強化を図り、本人・家族等を中心とした支援に取り組んでいます。

さらに、社会環境の変化により、複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手が届かない課題に対しては、的確に対応するため、重層的・包括的な支援体制づくりに取り組んでいます。

加えて、認知症の人などが社会の中で孤立しないよう、家族等、市民や事業者などと連携を図り、地域での見守り体制の強化に努めるほか、有事においても要配慮者に対する支援の体制づくりに取り組めます。

今後は、地域のネットワークが機能するよう、有機的な連携を促進していく必要があります。

(2) 主な取組

取組	内容
地域ケア会議の充実	市民や医療・介護・福祉などの多職種の専門職と連携しながら、地域ケア会議を開催することで、高齢者個人に対する支援の充実や、地域全体の支援体制の強化を図ります。
高齢者の見守り体制の充実	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症になった高齢者が増加する中で、社会の中で孤立しないよう、また行方不明などで支援を必要とする高齢者の早期発見につながるよう、浦安警察署や市内事業者・団体、市民など地域の様々な主体と連携し、高齢者を支える見守り体制の充実を図ります。 また、要介護認定を受けているなど配慮が必要な人に対し、災害時においても適切に避難できるよう、関係団体とともに避難行動要支援者個別避難計画の策定に取り組んでいきます。

取組	内容
包括的な支援体制の充実	近年、認知症の人を取り巻く課題は、医療・介護・福祉などの領域を横断する複合的なものとなっています。こうした課題に対応するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う体制づくりに取り組めます。
認知症サポート医との事例検討会・研修や、専門職などへの勉強会の実施	認知症とともに生きることへの理解を深め、支え合うことができるよう、認知症サポート医との研修の定期開催など、医療・介護・福祉の専門職が学ぶことのできる体制づくりに取り組めます。

多様な主体と連携した取組 (認知症とともに生きるまちの実現に向けたワークショップ)

市では、日頃の生活を支える企業・介護事業者等を対象とした「認知症とともに生きるまちの実現に向けたワークショップ」(2025年11月6日)を開催しました。

当日は、全国の企業・団体等の取組を紹介した後、参加者同士で「どのような取組をしてみたいか、やってみたいか」等を話し合いました。参加者からは「他の企業と連携して認知症の人の社会参加の場をつくってみたい」、「認知症サポーター養成講座を他の社員にも受けてもらいたい」といった声が挙がりました。市では今後も意見交換等の機会を設け、多様な主体と連携した取組を推進していきます。



高齢者の見守りに関する事業

- ・ 高齢者などへの緊急通報装置の貸与

市では、高齢者の安全を確保し、日常生活の不安が解消されるよう、一人暮らしの高齢者などに対して「緊急通報装置」の貸与を行っています。

この緊急通報装置は、ボタン一つで緊急通報サービス会社に通報を行うことができる装置であり、自宅での急病などの際にご利用いただけます。



- ・ 高齢者保護情報共有サービス(QRコード付キラベルシールの配布)
- 市では、行方不明高齢者の早期発見のため、杖などの持ち物や衣類に貼るQRコードを配布しています。

発見者がQRコードを読み取ることで、互いの個人情報を開示することなく、インターネット上の伝言板を用いて身元確認や、家族への引き渡しを円滑に行うことができるようになります。



2.8. 認知症予防に関連する施策の推進

(1) 現状と課題

認知症の発症や進行の仕組みについては未だ解明されていない部分も存在することから、認知症は誰もがなり得るものであるという認識をもつことが重要です。

一方、令和元年6月に取りまとめられた国の「認知症施策推進大綱」では、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが、認知症の発症を遅らせる、進行を緩やかにする可能性があるとして示唆されています。

こうした認識を踏まえ、市としては予防を「認知症にならないための予防」ではなく、「認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防」と位置付け、健康増進や社会参加の促進などに取り組むとともに、国の動向を注視しながら、予防に関する正しい知識を普及していきます。

(2) 主な取組

取組	内容
生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けた取組	生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療につなげるため、40歳以上の国民健康保険被保険者に特定健康診査を実施し、その結果、生活習慣の改善が必要な被保険者に対して、特定保健指導を実施します。 また、脳血管疾患などの早期発見・早期治療につなげるため、脳ドック費用の助成を実施します。 さらに、フレイルなどの高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、疾病の重症化及び介護予防につなげるため、後期高齢者健康診査を実施するとともに、後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防を目的とした後期高齢者歯科口腔健康診査を実施します。
介護予防の取組	認知症の人を含む誰もが、安心して暮らせるよう、運動、栄養、口腔、社会参加など、健康づくりにつながる情報を幅広く周知し、介護予防の取組への意識を高めるための啓発や、市民団体などによる介護予防教室の開催などを行います。また、地域で多様な社会参加の場の充実を図ります。

3. 計画の推進体制

3.1. 多様な主体との連携

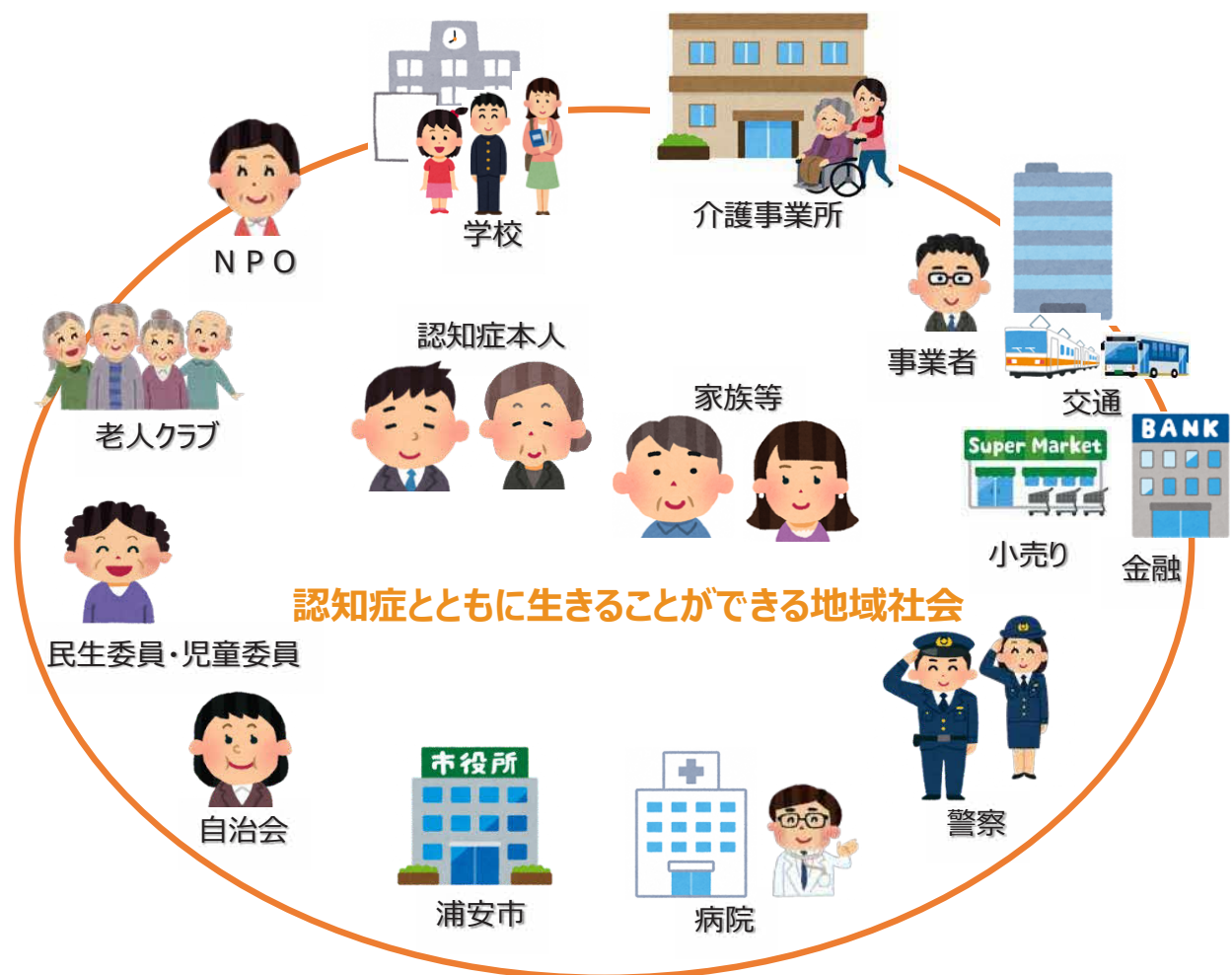
認知症とともに生きることができる地域社会の実現を図るため、市のみならず、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など「多様な主体」が認知症とともに生きることの重要性を理解し、それぞれで支え合いつつ、連携を深める必要があります。

このため、認知症の人や家族等を含めた市民、交通、金融、小売りなどの様々な生活の場面でサービスを提供する事業者、介護事業所、学校、NPO、老人クラブ、民生委員・児童委員、自治会などの多様な主体が、互いに連携し、ともに力を合わせながら本計画の実現に向けて取り組みます。

3.2. 広域連携

行方不明になった認知症の人を捜索する場合は、千葉県内外の自治体のほか、病院・警察など公共性の高い関係機関との広域的な連携が必要です。こうした背景を踏まえ、関係機関との連携体制を構築し、認知症の人や家族等の暮らしを効果的に支援します。

図表 8 計画の推進体制イメージ図



4. 計画の進行管理

4.1. 施策の評価・検証

計画に基づく各施策の進捗については、医療・介護だけでなく地域の関係団体も参加している浦安市認知症総合施策検討委員会や、庁内関係部署で構成される内部検討委員会などにおいて、指標の評価・検証をしながら、計画の進行管理を行います。

また、計画の進行管理や見直しに際しては、認知症の人及び家族等の意見を十分に聴くよう努めるものとします。

(計画の評価指標)

- ・プロセス指標 : 取組の活動状況の評価するための指標
- ・アウトプット指標: 取組の結果を評価するための指標
- ・アウトカム指標 : 取組の成果を評価するための指標

評価指標		目標値 令和8年度から令和12年度までの合計値
プロセス 指標	認知症について学ぶ機会（※1） の延べ実施回数 (令和7年度：63回)	350回 (1年あたりの目安：70回)
	本人・家族等が意見発信できる場（※2） の延べ開催数 (令和7年度：69回)	380回 (1年あたりの目安：76回)
アウトプット 指標	認知症について学ぶ機会の延べ参加者数 (令和7年度：3,338人)	18,500人 (1年あたりの目安：3,700人)
	本人・家族等の意見を地域に発信する機会 （※3）の延べ実施数 (令和7年度：11回)	60回 (1年あたりの目安：12回)
アウトカム 指標	自分が認知症になった場合に周囲に自分が認知症 であることを伝えてもよいと思う市民の割合 (令和7年度実施高齢者実態調査：58.4%)	
	認知症になっても安心して暮らせると思う と回答した市民の割合 (令和7年度実施高齢者実態調査：48.2%)	

※1 認知症サポーター養成講座、認知症に関する普及映画など

※2 本人ミーティング、認知症家族交流会など

※3 認知症総合施策検討委員会、若年性認知症を考えるシンポジウムなど

4.2.評価・検証の結果の公表

施策の取組状況や評価・検証の結果は、ホームページなどで定期的に公表します。

参考資料

1. 計画策定の経緯

本計画については、本人ミーティングや家族交流会などにおいて、広く認知症の人とその家族等の意見を聴取し、地域団体、事業所、保健・医療・福祉の関係機関等を含む多様な主体で構成される「浦安市認知症総合施策検討委員会」において審議を重ね、意見を反映しながら計画の策定を進めました。

開催日	取組
平成28年～	認知症家族交流会 (認知症の人の家族等の思いや悩みなどを語り合える場) ※令和4年度から開催場所を2か所増設
令和2年～	若年性認知症の方の集い (若年性認知症の人同士が安心して集える場)
令和3年～	認知症本人ミーティング (認知症の本人が思いを語り合える場)
令和4年6月27日	令和4年度第1回認知症総合施策検討委員会 ※民生委員・自治会・老人クラブ・警察・郵便局など生活全般に関わる関係機関を委員に追加
令和4年7月1日	「浦安市認知症とともに生きる基本条例」が施行
令和5年1月19日	令和4年度第2回認知症総合施策検討委員会 (本人・家族等からの意見聴取)
3月3日	令和4年度第3回認知症総合施策検討委員会 (家族等からの意見聴取)
10月2日	令和5年度第1回認知症総合施策検討委員会 (本人からの意見聴取)
令和6年3月22日	令和5年度第2回認知症総合施策検討委員会 (家族等からの意見聴取)

開催日	取組
9月2日	令和6年度第1回認知症総合施策検討委員会 (認知症の普及をさらに進めるため、関係者を委員に追加) (浦安市認知症施策推進基本計画の策定について)
10月～12月	認知症に関するアンケート調査 (本人、家族等、市民、企業、事業者などを対象に認知症の意識に関するアンケート調査を実施)
令和7年3月11日	令和6年度第2回認知症総合施策検討委員会 (認知症に関するアンケート調査結果について)
7月～10月	関係部署・関係機関へのヒアリング (生活全般に関わる庁内関係部署や、事業者・金融・小売業などの関係機関にヒアリング調査を実施)
10月2日	令和7年度第1回認知症総合施策検討委員会 (浦安市認知症施策推進基本計画の骨子について)
10月27日	本人ミーティングで浦安市認知症施策推進基本計画に関する意見聴取
11月6日	認知症とともに生きるまちの実現に向けたワークショップ (企業・介護事業所・関係機関などを対象に認知症とともに生きるまちづくりに向けた意見交換を実施)
令和8年1月	パブリックコメント
2月20日	令和7年度第2回認知症総合施策検討委員会

2. 用語集

【あ行】	
MCI (軽度認知障害)	認知症と診断される一歩手前で、記憶や判断などを行う脳の機能(認知機能)がいくらか低下している状態。
【か行】	
介護予防	要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。
ケアプラン	どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画。
ケアマネジャー	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス(訪問介護、デイサービスなど)を受けられるようにケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設などとの連絡調整などを行う人。
権利擁護	高齢者や障がい者などで、支援が必要な人の権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えるための取り組み(成年後見制度の活用や虐待防止など)。
【さ行】	
サテライト	英語で「衛星」を意味する。浦安市では、相談窓口である地域包括支援センターの出張相談所のことを意味し、自治会集会所や老人クラブなどで相談を受けている。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
市民後見人	市町村の支援を受けて成年後見人として、判断能力が不十分な人の財産管理や福祉サービスの利用支援をする弁護士などの専門職や親族ではない一般市民のこと。
社会参加	社会の一員として、社会活動に関わること。外出する活動だけでなく、人とのつながりや交流を持つことも社会参加と考えている。
社会資源	人々の生活上のニーズを満たしたり、問題を解決するために活用されるあらゆる有形・無形の資源(制度、機関、人材など)の総称。
社会的障壁	日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのこと。

若年性認知症 支援コーディネーター	若年性認知症の人や家族等からの相談に応じ、様々な支援を提供する専門家。都道府県や一部の指定都市に配置されている。
重層的・包括的な支援体制	地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つで、制度や分野ごとの「縦割り」を超えて、支援が必要な人や世帯を包括的に受け止める支援体制。
ステップアップ講座	「認知症サポーター養成講座」を受講した「認知症サポーター」を対象に、地域で認知症の人や家族等のやりたいこと、支援してほしいことなどを叶える活動(チームオレンジ)などの具体的なボランティア活動に活かしていただくための講座。
成年後見制度	判断能力の不十分な認知症の人や知的障がい者、精神障がい者などを保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設への入退所などの契約を適切な支援者(後見人)が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
【た行】	
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最後までおくれるように、地域が一体となり支援体制を構築する仕組み。
地域密着型サービス	要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすための介護保険サービスであり、原則としてその市町村の被保険者のみが利用できるサービス。介護保険法では、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護などが定められている。
特定健康診査	40歳から74歳までの医療保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善に重点を置いた健康診査。
特定保健指導	生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをすること。
特別養護老人ホーム	在宅での生活が困難な要介護高齢者が、日常生活の介護(食事、入浴、排泄など)、機能訓練、健康管理、療養上のケアなどを24時間体制で受けることができる介護保険施設。
【な行】	
認知症グループホーム	認知症の人が、5人～9人ほどの少人数で共同生活を送り、家庭的な雰囲気の中かで暮らすことができる介護施設。

認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講した人で、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族等をやさしく見守る応援者。
認知症サポート医	認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携の推進役となる医師。
認知症地域支援推進員	各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護などの支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開する人のこと。
【は行】	
ピアサポート	ピア(peer)とは「仲間・対等」という意味を表す言葉であり、認知症の人やその家族等がピア（仲間）として悩みや体験を共有し、互いに支え合う仕組み。
福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立した生活を送れるように支援する事業。
報酬助成	主に成年後見制度を利用する上で、被後見人（本人）が成年後見人などへの報酬を支払うのが困難な場合に、その費用の一部または全部を国や自治体が負担・補助する制度。

浦安市認知症施策推進基本計画

～認知症とともに生きるまちを目指して～

発行年：令和8年3月

発 行：浦安市

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

担当課：高齢者包括支援課 047-381-9028

